

公益社団法人被害者サポートセンターおかやま犯罪被害者支援基金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（以下「センター」という。）の定款第49条の規定に基づき、センターの犯罪被害者支援基金（以下「支援基金」という。）に関し必要な事項を定め、もって支援基金の資金の確保及びその適正な運用を図ることを目的とする。

(犯罪被害者支援基金)

第2条 センターは、定款第4条第1項第8号に規定する「その他前条の目的を達成するために必要な事業」の一部として、犯罪被害者等の精神的被害等の回復又は軽減のため、精神科医や臨床心理士による診察・治療・カウンセリング等に要する費用等を支給することを目的に、支援基金を設立・運用する。

(支給対象者)

第3条 支援基金は、生命、身体、自由または性的自由に対する犯罪、及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた者またはその親族もしくは遺族であって、理事会が、適切な診察・治療・カウンセリング等を受けることが経済的に困難であると認める者に支給する。

(支給対象項目)

第4条 支給対象項目は、前条の支給対象者の以下の費用とする。精神科医や臨床心理士による診察・治療・カウンセリング等に要する費用、公的機関に提出するための診断書費用及びそれらのための交通費。

(支給金額)

第5条 支給金額は、実費とする。但し、1回当たり5,000円を上限とし、且つ同一人に1年間当たり3万円を上限とする。

(支給方法)

第6条 支給は、原則として領収書との引き換えで現金で行う。

(仮払い)

第7条 5,000円を上限とし、仮払いを行うことができる。仮払金は、1ヶ月以内に精算しなければならない。

(支給申請手続き)

第8条 支給を希望する者は、別紙「犯罪被害者支援基金申請書」を添えて申請する。

(審査及び認可)

第9条 申請があった場合は、理事会で審査し、支給の可否を決定する。但し、代表理事が緊急を要すると判断したときは、総務委員会で審査及び決定をすることができる。その場合、決定後1ヶ月以内に理事会の承認を得なければならない。

(支援基金の財源)

第10条 支援基金の財源は、支援基金を指定したセンターへの寄付金とする。

(規程の改廃)

第11条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 13 日から施行する。

この改正規程は、平成 20 年 6 月 17 日から施行する。

この改正規程は、平成 22 年 9 月 7 日から施行する。

この改正規程は、平成 25 年 2 月 13 日から施行する。

この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。